

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月28日

岩手県立一関高等看護学院長 中村 紳

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩手県立一関高等看護学院清掃業務
- (2) 仕様等 別添仕様書による
- (3) 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立一関高等看護学院（岩手県一関市狐禅寺字大平 15-10）

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月18日（火） 午前10時
- (2) 場所 岩手県一関市狐禅寺字大平 15-10 岩手県立一関高等看護学院1階視聴覚室  
（入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

## 3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 入札日現在で、県南広域振興局管内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (2) 入札日現在で、令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の清掃（庁舎）に登録されている者であること。また、令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の清掃（庁舎）に申請し登録が見込まれる者であること。
- (3) 令和2年1月1日以降、延べ面積1,800平方メートル以上の建築物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る

指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

#### 4 入札保証金

免除

#### 5 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札説明書4に掲げる書類を令和7年3月7日（金）午後5時までに9（7）の場所に提出すること。
- (2) 前号により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (3) 審査結果は、令和7年3月11日（火）午後5時までにFAXにより通知する。

#### 6 入札説明書の交付場所

下記のいずれかにより入札説明書を入手すること。

- (1) 下記の岩手県公式ホームページからダウンロード  
<https://www.pref.iwate.jp/>
- (2) 下記の窓口にて交付（必要な場合は事前に連絡すること。）  
岩手県立一関高等看護学院 教務事務室  
〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字大平 15-10  
電話及びFAX番号 0191-23-5116

#### 7 質問書の受付及び回答方法

- (1) 本公告等について質問等がある場合は、令和7年3月11日（火）午後5時までに書面（様式任意。FAXによる提出可。）により上記6（2）の岩手県立一関高等看護学院へ提出すること。
- (2) 前号の質問等に対する回答は、質問者及び入札の参加を希望する者に対して、令和7年3月13日（木）午後5時までにFAXにより行う。

#### 8 入札方法

- (1) 入札及び開札は1（1）の件名で総価で入札に付する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県会計規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札手続の停止 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等においては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- (7) 契約条項当を示す場所及び問い合わせ先  
岩手県立一関高等看護学院 教務事務室  
〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字大平 15-10  
電話及びFAX番号 0191-23-5116